

豊中市消防一声訪問事業実施要綱

1 目的

豊中市域で火災、その他の災害が発生した場合、自力避難若しくは災害の自己覚知が困難、または避難行動についての判断能力に欠けると考えられる要援護高齢者や重度障害者等の避難行動の可否、また個々具体的な災害危険要因等についての実態を把握し、避難方法に加え日常における生活上の注意事項等を指導することを目的とする。

2 一声訪問事業の対象者

- (1) 次に掲げる者のうち、豊中市重度障害者等安否確認事業（以下「安否確認事業」という。）で安否確認対象者として登録している者
 - ア 身体障害者手帳1級又は2級所持者（児）
 - イ 療育手帳A所持者（児）
 - ウ 概ね65歳以上で一人暮らしの者で、且つ、災害時の自力避難に不安を抱く者
 - エ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5と認定された者
- (2) 安否確認事業として訪問した際の同意者を対象に、今後、年1回以上一声訪問を実施し、不同意者に対してはこれを行わないものとする。また、調査不能者にあつては、確認がとれるまで安否確認事業の訪問対象とする。
- (3) 消防長が一声訪問の実施が必要として定める者

3 実施内容

一声訪問事業は、次により実施するものとする。

- (1) 居住場所及び自力避難能力についての実態把握
- (2) 防火に関する事項等安全に係る事項の指導及び相談

4 実施機関

一声訪問事業の実施機関は、消防署（以下「署」という。）とする。

5 名簿の管理

一声訪問事業対象者名簿の作成に係る健康福祉部等の保有情報の取得及び電算システムの構築は指令情報課が行い、一声訪問事業対象者名簿の作成及び全情報の管理は警防課が行う。

また、一声訪問事業実施時において、割り当てられた対象者名簿の管理は署が行う。なお、情報管理にあつては地方公務員法第34条の規定並びに豊中市個人情報保護条例（平成17年4月1日 条例第19号）第8条及び第9条の規定を遵守し、漏洩がないよう厳重に行うものとする。

6 実施要領

(1) 一声訪問事業年度計画の策定と報告

消防署長（以下「署長」という。）は、署で1対象者につき1年に1回以上の訪問を原則とし、一声訪問事業年度計画書（様式第1号）により年度計画を策定し、消防長に報告するものとする。

(2) 一声訪問実施にあたっての責任区分

署長は、一声訪問事業実施に際し、署員に対して対象者に係る個人情報の保護並びにトラブル防止に関する必要な指導を行うものとする。

署の主幹及び出張所長は、上司の命を受け一声訪問事業を適正に実施するために所属職員を指揮監督する。

(3) 一声訪問実施にあたっての留意事項

ア 一声訪問は、戸口訪問を原則とする。

イ 初回は、安否確認事業として訪問したことを理解してもらったうえで、今後一声訪問事業として定期的に訪問してもよいか、必ず対象者本人又は家族の同意を得るよう努めること。

ウ 2回目以降の一声訪問は、同意者を対象とする。

エ 一声訪問は、不同意の場合、実施しないものとし、再訪問は行わない。

ただし、不同意者への対策として、事業内容を紹介した「一声訪問事業のお知らせ」を年に一度直接郵便受けに投入することにより、事業への理解と啓発を図る。

(4) 調査結果の入力と管理

署長は、一声訪問調査票(A票)（様式第2号）、及び一声訪問調査票(B票)

(様式第3号)を用いて実態把握を行い、署が電算入力する。(調査結果等の入力コードについては別表のとおり)

なお、関係者から収集した情報等は、一声訪問調査票B票の備考欄に記載する。

記載内容は、死亡、長期入院、転居、高齢者で認知症が顕著に認められる場合等をいう。

入力した調査結果データは、警防課が取りまとめて情報の漏洩がないよう厳重に管理するものとする。

(5) 報告方法

警防課長は、取りまとめた実施数等の結果を別記に定める一声訪問調査結果報告書(様式第4号)、及び一声訪問結果集計表(様式第5号)により集計し、3月末及び必要時に消防長報告するものとする。

(6) 情報等の処理

他部局に関わる相談等は、警防課が一括処理し関係部局に文書若しくは口頭により連絡するものとする。

なお、簡易な相談などの場合は署において処理する。

7 実施結果

実施結果については消防指令システムに反映させ、災害時要援護者情報として活用する。

附 則(平成18年10月20日消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則(平成19年5月1日消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年5月7日消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則(平成23年4月26日消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

一声訪問調査票使用コード

項 目	項目内容	備 考	使用コード
安否情報その他原課情報	一人暮らしの高齢者		1
	視覚障害		2
	聴覚障害		3
	四肢障害（歩行障害）		4
	内部疾患		5
	知的障害		6
避難方法	担架搬送	担架での搬送を必要とする	1
	要介助	他の人の介助を必要とする	2
	自力避難可	担架・介助無しで避難が可能	3
住警器設置状況	設置		1
	未設置		2
	自火報等設置	スプリンクラー設備、自動火災報知設備が法令に定める基準に従って設置されており、住宅用火災警報器の設置義務がない場合	3
調査結果	同 意		1
	不同意	拒否	2
	調査不能	2回訪問留守、入院中、老人施設入所中	3
	不 在	空家、更地、所在不明、死亡	4

平成 年 (年) 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

豊中市消防一声訪問事業年度計画書(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

1 実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 署所別一声訪問実施予定対象者数

本 署	名
出張所	名
出張所	名
出張所	名
出張所	名
出張所	名

合 計 名

一声訪問調査票(A票)

署・出張所 第 警備

番号	管理コード	氏名	住所	マンション・アパート名 (全角16文字以内)	電話番号	留守月日		実施年月日			
						1回目					
1						月	日	平成	年	月	日
2						月	日	平成	年	月	日
3						月	日	平成	年	月	日
4						月	日	平成	年	月	日
5						月	日	平成	年	月	日
6						月	日	平成	年	月	日
7						月	日	平成	年	月	日
8						月	日	平成	年	月	日
9						月	日	平成	年	月	日
10						月	日	平成	年	月	日
11						月	日	平成	年	月	日
12						月	日	平成	年	月	日
13						月	日	平成	年	月	日
14						月	日	平成	年	月	日
15						月	日	平成	年	月	日

一声訪問調査票(B票)

署・出張所 第 警備

担当者

備考

(前年度入力内容を表示しています。必要あれば書換更新して下さい。)
(全角70文字以内)

前年度
調査結果

調査結果
(1同意 2不同意
3調査不能 4不在)

住警器設置状況
(1設置 2未設置
3自火報等設置)

寝室階

避難方法
(1担架搬送 2要介助 3
自力避難可)

追加確認情報

安否情報その他
原課情報

番号

番号	安否情報その他 原課情報						追加確認情報						避難方法 (1担架搬送 2要介助 3 自力避難可)	寝室階	住警器設置状況 (1設置 2未設置 3自火報等設置)	調査結果 (1同意 2不同意 3調査不能 4不在)	前年度 調査結果	備考 (前年度入力内容を表示しています。必要あれば書換更新して下さい。) (全角70文字以内)
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6						
1														階				
2														階				
3														階				
4														階				
5														階				
6														階				
7														階				
8														階				
9														階				
10														階				
11														階				
12														階				
13														階				
14														階				
15														階				

平成 年 (年) 月 日

消 防 長 様

警 防 課 長

一 声 訪 問 調 査 結 果 に つ い て (報 告)

このことについては、別添のとおりです。

平成 年度 一声訪問調査結果集計表

平成 年 月 日～平成 年 月 日実施分

	同 意				不同意	調査 不能	不在	各署所計	住警器設置状況		
	要担架 搬送	要介助	自力 避難可	不 明					設置	未設置	自火報 等設置
北本署	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
新千里	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
桜井谷	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
原 田	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
蛭 池	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
東泉丘	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
北署計	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
南本署	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
服 部	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
小曾根	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
南署計	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人			
	人										

○豊中市個人情報保護条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もつて地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。
- (6) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (7) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(アに掲げるものを除く。)

(実施機関の役割)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用除外)

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によつて集められた個人情報
- (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によつて得られた個人情報
- (3) 大阪府統計調査条例(昭和26年大阪府条例第27号)第2条第1号に規定する統計調査によつて集められた個人情報
- (4) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとつて欠くことができないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のもので個人情報を収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めのあるとき。
 - (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
 - (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のもので個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によつて個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(安全確保の措置等)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。
- 3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなつた保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第9条 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

第10条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理業務に係る安全確保の措置等)

第11条の2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(指定管理者等の義務)

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

- (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (6) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認められた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

- 2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

第14条 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。）があるとき。
- (2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第16条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によつて個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明

白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

第17条 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
- (2) 試験的又は一時的に用いるもの
- (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
- (4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの

3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

一声訪問事業のお知らせ

豊中市消防本部

一声訪問事業とは

火災や災害が発生した際、自力で避難をすることや、災害の発生を

認識することが困難であると考えられる方に対して、災害が発生した

時の迅速な救出のために、消防本部が事前に実態を把握しておくため

の事業です。

訪問した際には、お声をかけさせていただいて、災害時の避難方法や

防災に関する相談等をお受けいたします。

改めて事業の趣旨を理解していただき、消防職員の訪問に同意して

いただける方、また、何か質問等がございましたら、下記の消防署まで

ご連絡ください。

※ 対象者の名簿やお聞きした内容については、地方公務員法及び

豊中市個人情報保護条例を遵守し、漏洩がないように厳重に管理

をいたします。

ありがとうございました。

豊中市 消防署 出張所 担当

電話 06 - -